

令和 6 年度制度改正について

1 算定体制状況届出等の手続について

届出に必要な新様式については、「地域密着型サービスの指定等の各種様式等のダウンロード」、「居宅介護支援事業者向け情報の各種様式等のダウンロード」よりダウンロードしてください。

2 令和 6 年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算について

令和 6 年 4 月又は 5 月から旧 3 加算を取得又は区分変更する場合は令和 6 年 4 月 15 日（月）まで、6 月から新加算を取得する場合（旧加算から継続取得する場合を含む）は令和 6 年 6 月 14 日（金）までに計画書及び変更届を提出してください。また、処遇改善の計画書・実績報告書は各指定権者に提出してください。（実績報告書の提出期限については別途通知します。）

3 管理者の責務及び兼務範囲の明確化について

管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化。

4 「書面掲示」規制の見直し

事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならない。

※令和 7 年度から義務付け

5 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入について

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、**基本報酬を減算する**。

●業務継続計画未実施減算

施設・居住系サービス→所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算

その他のサービス→所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

6 高齢者虐待防止の推進について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、**基本報酬を減算**する。その際、**福祉用具貸与**については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、**3年間の経過措置期間**を設けることとする。

●高齢者虐待防止措置未実施減算

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

7 身体的拘束等の適正化の推進について

身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。

ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。

また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、**基本報酬を減算**する。その際、**1年間の経過措置期間**を設けることとする。

イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。

●身体拘束廃止未実施減算【短期入所系サービス、多機能系サービス】

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

8 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け【短期入所系サービス、居住系サービス、多機能系サービス、施設系サービス】

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、**3年間の経過措置期間**を設けることとする。

9 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱いについて

令和6年4月1日から施行される介護保険法の一部改正により、居宅介護支援事業者についても介護予防支援事業者の指定を受けることが可能となった。

介護予防支援の指定を受けていなくても、引き続き地域包括支援センターから委託を受ければ介護予防支援の業務を行うことが可能。また、介護予防ケアマネジメントの業務は、現行のとおり。地域包括支援センターからの委託を受ければ行うことが可能。

介護予防支援事業者の指定にあたっては、被保険者等の意見を反映させるために必要な措置をあらかじめ講ずる必要がある。(介護保険法第115条の2第4項の規定による)

そのため、本市では、地域密着型サービス運営委員会において、意見聴取を行う関係上、令和6年4月1日指定以降については、毎月15日(15日が閉庁日の場合は、前開庁日)を締め切りとし、最短で提出月の翌々月の1日からの指定。

申請書類の不備等により審査に時間がかかる場合、予定の指定日とならない場合もあるため、早めの書類提出にご協力ください。

【例】市への提出日：令和6年5月15日

指定日(予定)：令和6年7月1日

10 介護支援専門員1人当たりの取扱件数について

(1) 居宅介護支援事業所を取り巻く環境の変化を踏まえ、ケアマネジメントの質を確保しつつ、業務効率化を進め人材を有効活用するため、居宅介護支援費について、以下のとおり見直しを行う。

ア 居宅介護支援費(Ⅰ)(i)の取扱件数について、現行の「40未満」を「45未満」に改めるとともに、居宅介護支援費(Ⅰ)(ii)の取扱件数について、現行の「40以上60未満」を「45以上60未満」に改める。

イ 居宅介護支援費(Ⅱ)の要件について、ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合に改めるとともに、居宅介護支援費(Ⅱ)(i)の取扱件数について、現行の「45未満」を「50未満」に改め、居宅介護支援費(Ⅱ)

(ii) の取扱件数について、現行の「45 以上 60 未満」から「50 以上 60 未満」に改める。

ウ 居宅介護支援費の算定に当たっての取扱件数の算出に当たり、指定介護予防支援の提供を受ける利用者数については、**3分の1** を乗じて件数に加えることとする。

(2) 基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤の介護支援専門員を置くことが必要となる人員基準について、以下の見直しを行う。

ア 原則、要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が44又はその端数を増すごとに1とする。

イ 指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステム（ケアプランデータ連携システム）を活用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が49又はその端数を増すごとに1とする

1.1 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入する。

具体的には、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖を対象とする。

○ 福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、貸与と販売の選択制の導入に伴い、以下の対応を行う。

ア 選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととするとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこととする。

イ 福祉用具貸与について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うこととする。

福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

ウ 特定福祉用具販売について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認することとする。また、利用者等からの要請等に 応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努めることとする。